

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める緊急要望

現在、国においては、住宅を活用した宿泊サービスができるよう既存の旅館業法とは異なる「民泊」制度の法制化が検討されています。

「民泊」には、シェアリングエコノミーによる経済効果や空き家対策、近隣住民の生活環境との調和を大前提とした静謐な住環境とのバランスの確保など、多様な側面があることから、法制化に当たっては、地域の実情によって異なる様々な観点を総合的に考慮する必要があります。

また、観光立国推進基本法の基本理念においても、「地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要である」と謳われています。

これらのことから、「民泊」制度については、国の観光立国推進、地方創生の観点を踏まえつつ、観光振興と安全・安心な地域社会の維持・発展との両立を図る持続可能なものとし、それぞれの地域の実情に合わせて、地域活性化の原動力となるよう、運用していかなければなりません。特に指定都市市域では、「民泊」の需要が多く発生すると見込まれることから、指定都市市域の実情に沿った制度設計がされることが重要です。

また、国政の大きな要と位置付けられる地方分権改革の着実な取組と成果を十分踏まえたものとなるべきです。

つきましては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性を確保するとともに、地域の実情に応じて、柔軟かつ必要な運用ができるよう、下記のことを要望します。

記

- 1 「民泊」制度の法制化に当たっては、国の法令に基づき、地域の実情を反映した制度運用が可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
- 2 制度の運用について主体となることを希望する自治体が、必要に応じて、監督権限や条例制定権などの権限を担い、地域の実情に応じた地域独自のルールや体制の構築が可能となるようにすること。
- 3 法案及び制度設計案を早急に提示するとともに、指定都市と意見交換の場を持つこと。
- 4 制度導入に当たっては、制度を運用する自治体において、慎重かつ綿密な検討・調整と地域等への適切な対応が可能となるよう、十分な期間を確保すること。
- 5 制度導入に伴う新たな地方負担については、適切かつ確実に地方財政措置を講ずること。

平成29年2月14日
指定都市市長会